

# 東日本大震災後の輸出と日本政府の対応

## (1) 我が国の食品・製品に対する諸国の対応と風評問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力・福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故に関連して、一部の国・地域において、農林水産物・食品を中心に我が国輸出品への輸入停止や産地証明書、放射性物質検査証明書等の添付を求める等の措置がとられた。現在までに鉱工業品への輸入規制は概ね撤廃されている<sup>1</sup>。他方、農林水産物・食品については、撤廃<sup>2</sup>が進んでいるものの、一部の国・地域でいまだ措置が残っている<sup>3</sup>。それに加えて、2023年8月24日に開始された福島第一原発からのALPS処理水の海洋放出を契機に、中国、香港、マカオ、ロシアが日本産水産物等に対する新たな輸入制限措置を開始した。

上記のうち、現時点で日本産品に対し最も広範かつ強力な輸入制限を行っているのは中国である。現在、福島を含む10都県産の全ての食品、飼料（新潟県産の米を除く）の輸入を停止している。そして、その他37道府県の産品についても、水産物の輸入を停止した（ALPS処理水放出を契機とした新たな規制）ほか、「野菜・果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）」についても、放射性物質の検査項目が合意されていないため、事実上輸入を停止している。

ALPS処理水を契機に日本産水産物等の輸入を禁止したのは、中国の他には香港・マカオ（2023年8月24日～）及びロシア（同年10月16日～）である。これらの国・地域は、従前の規制と合わせ、日本産食品の輸入規制を強化することとなった。

このほか、韓国は、従前から（i）8県産<sup>4</sup>の全ての水産物の輸入停止措置、（ii）輸入通関時に放射性物質が検出された場合、ストロンチウム等の検査証明書を追加要求する等の輸入規制を講じている。

台湾は、現在も5県産のきのこ類等に対する輸入停止を継続するとともに、47都道府県産の全ての食品（酒類を除く）への産地証明書の添付、5県産の全ての食品（酒類を除く）及び一部の都県産の一部の品目への放射性物質検査報告書の添付等を義務付けている。

我が国は、福島第一原発の事故直後から、我が国の食品・製品の安全性確保のため、国際基準<sup>5</sup>に準じて、徹底した措置を講じてきた。そして、当該措置につき各国・地域の政府・報道機関・消費者に対し迅速かつ正確な情報発信を実施するほか、輸入規制を継続している国・地域に対しては、科学的根拠<sup>6</sup>に基づき規制の撤廃を働きかけてきた。ALPS処理水の海洋放出は、国際法や国際安全基準を遵守して行われておりALPS処理後のタンクの水のモニタリング、海水により希釈した後の水のモニタリング、放出後の海水・水産物等のモニタリングと重層的なモニタリングが実施され、何ら異常は感知されておらず、トリチウム濃度を含むモニタリング結果は迅速に多言語で公開されている。この状況下において、何らの科学的根拠を伴わない新たな輸入制限措置の実施は、SPS協定その他の国際協定に到底整合しないと考えられる。我が国としては、引き続き、我が国輸出品の安全性を確保すべく官民を挙げて取り組み、同時に各国・地域に対し、国際ルールに沿った対応を求めていく。

## 【参考】各国・地域の規制撤廃状況

### < 鉱工業品 >

現在までに、中東諸国の一部<sup>7</sup>を除き、我が国鉱工業品に対する輸入禁止や証明書添付の要請といった規制は概ね撤廃されている。（サンプル検査は一部の国・地域で引き続き実施されている。）<sup>8</sup>

### < 農林水産物・食品 >

・ これまでに48か国・地域が規制を撤廃した。

<sup>1</sup> エジプトのみ、一部鉱工業品（スクラップ、原材料）に対する輸入禁止措置を継続している。

<sup>2</sup> カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ（一部の野生動物肉を除く）、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（野生鳥獣肉を除く）、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン

<sup>3</sup> 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制措置の現状については、農林水産省 HP で最新状況を公開中。「諸外国・地域の規制措置」

[https://www.maff.go.jp/j/export/e\\_info/hukushima\\_kakukokukensa.html](https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html)

<sup>4</sup> 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

<sup>5</sup> 食品に関するコーデックス委員会（年間線量1mSv未満）、飲料水に関するWHOの放射性物質の指標値（10Bq/kg）、空間線量に関するICRP基準（年間線量緊急時100mSv未満、平常時1mSv未満）等。

<sup>6</sup> このような貿易制限的な措置について科学的根拠を要求する国際法上の根拠は、SPS協定とTBT協定である。

<sup>7</sup> オマーン、イラン、イラク、クウェート、エジプト、レバノン、ウガンダ

<sup>8</sup> 「諸外国・地域における放射線検査実施状況等（鉱工業品分野）」（2013年4月12日現在）

[http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/commodities\\_link\\_02.pdf](http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/commodities_link_02.pdf)

## 農林水産物・食品の輸入停止措置を講じている国・地域※（2023年10月16日現在）

国・地域	輸入停止措置対象都県	輸入停止品目	
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料	
	新潟	米を除く食品、飼料	
	上記以外 37 道府県※※	水産物、野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）	
香港	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	水産物（海塩、海藻やその加工品含む。）	
	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	
マカオ	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野	生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻（野菜、果実、乳製品、水産製品、肉製品、家きん卵等を含む。）	
ロシア	47 都道府県	魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲無脊椎動物	
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、コシアブラ、野生鳥獣肉	
	日本国内の出荷制限措置の対象地域	日本国内の出荷制限措置の対象品目	
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての水産物	
	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	米、大豆、小豆、野菜、果物、原乳、飼料、茶、きのこ類等（各県対象品目が異なる。）	

※ 特定品目の輸入を停止する措置のみを記載し、検査証明書・産地証明書の添付要求等手続的な規制は含まない。

※※ 中国は、10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、事実上これらの品目の輸入が認められていない。

## （2）我が国食品・製品安全確保のための取組

### ①モニタリング体制の迅速な構築

#### （a）大気・土壌・水道水・海水

2011年3月14日以降、政府は、空間、海域、上水道等につきモニタリングを実施、結果を各省庁のホームページで公表するほか、農林土壌についても、地方自治体・大学と協力して福島県他近隣5県でモニタリングを実施、放射性物質の分布を把握し、除染計画の検討材料としている。なお、これまでのモニタリング結果を参照すると、避難区域外の我が国主要都市における大気や土壌等の放射性物質量は、人体に影響を及ぼす水準<sup>9</sup>にない。

また、福島第一原発からのALPS処理水放出を契機に、政府・東京電力はさらに広範・網羅的なモニタリング体制を構築し、放出対象処理水の水質をトリチウム及び

の核種について検査するほか、放水口から周辺海域10kmをはじめ広範な海域において放射線核種を継続的に検査している（放出開始後現在まで特段の異常は検出されていない）。<sup>10</sup>

#### （b）食品モニタリング

福島第一原発の事故後周辺環境から放射能が検出されたことを受け、日本政府は、食品衛生法上の措置として、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とし、規制値が指標を上回る食品については食用に供されないよう2011年3月17日に各自治体に通知した。厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて暫定基準値が見直され、2012年4月に食品衛生法に基づき、放射性セシウムの現行基準値が設定された。食品衛生法に基づき、基準値を超過する食品は回収、廃棄され、また、原子力災害対策特別措置法に基づき、基準値を

<sup>9</sup> 原発から230km以上離れた東京においては、震災直後の3月15日に一時的に大気中の放射性物質レベルが上昇したものの、現在は原発事故前の通常測定値範囲内にある。また福島では、3月15日、16日に25μSv/h程度の高い数値が観測されたが、その後は1～3μSv/hの水準で推移している。なお、放射線量は建材などの遮蔽物があると減衰する性質があり、実際に受ける放射線量は大気中の測定値より少なくなる。なお、これら放射線量の目安であるが、例えば2μSv/hを屋外で1年間浴び続けた場合、CTスキャン2.5回分に相当する被ばく量となる。

<sup>10</sup> 環境省ウェブサイト（<https://shorisui-monitoring.env.go.jp/map/02/>）参照。

超えた地点の広がり等が確認された場合、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等が指示される。このような厳格な管理により、基準値を超過した食品が市場流通することはなく、食品の安全性は担保されている。

2022 年度からは、ALPS 処理水中に含まれるトリチウムの水産物への影響を調査し、その懸念を払拭するため、水産庁が福島近海における水産物中のトリチウム濃度についてもサンプリング検査を行っており、また ALPS 処理水放出前後で有意な変化もない。

### (c) 空港・港湾等のモニタリング

日本政府は、2011 年 3 月 20 日から成田及び羽田空港における放射線量の測定を実施している。同年 4 月中旬から港湾の気及び海水についても毎日測定し、結果を国土交通省ホームページ<sup>11</sup>等で公表してきている。さらに港湾内の船舶についても、同年 4 月 22 日に発出された「船舶に関する放射線測定のためのガイドライン」に基づき、同年 4 月 28 日から、公的機関（国、港湾管理者、日本海事協会）による輸出コンテナ及び船舶の放射線測定と、それに対する証明書の発行が始まった。

## ②放射線環境影響評価及び IAEA によるレビュー

原子炉周辺の地下水や冷却水を貯留し放射性物質を除去した ALPS 処理水について、東京電力は、11カ国の専門家も参加のうえ、国際原子力機関（IAEA）のレビューを受けつつ、放射線環境影響評価（2023 年 2 月）を作成・公表<sup>12</sup>し、処理水放出による海洋環境への影響、及び、水産物等を經由した人体への影響について、いずれも無視できる程度であると結論づけた。2023 年 7 月、IAEA は同環境影響評価のレビュー結果を含む包括報告書を作成・公表<sup>13</sup>し、処理水の放出計画は国際基準に合致しており、その人及び環境への放射線影響はやはり無視できる程度であると結論している。

同年 10 月、IAEA 職員、及び国際専門家からなる IAEA タスクフォースが来日し、処理水の海洋放出開始後初めてのレビューが行われた。国際専門家は、独立した立場で参加するアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、中国、フランス、韓国、マーシャル諸島、ロシア、米国、英国、ベトナムの出身者 11 名であり、訪日には米国・オーストラリア出身者を除く計 9 カ国の専門家が参加した。翌 2024 年 1 月に公表されたレビュー結果報告書では、「国際安全基準の要求事項と矛盾するような審査や観察結果はなかった」とされ、処理水の海洋放出が安全に行われていることが改めて

確認された。

## ③我が国輸出品の産地証明・放射線検査証明等

輸出される農林水産物・食品に関しては、国内流通過程での検査に加え、水際においても我が国産品の安全性に対する信頼を確保するために、主要な諸外国・地域における食品の検査や規制強化の状況について輸出業者に情報提供し、必要に応じ放射性物質検査証明書や産地証明書等を発行（我が国港湾における放射線測定と証明書の発行については上記①(c)の通り。）している。鉱工業品に関しては、海外の取引先から放射線量に関する証明を求められた場合には、輸出企業に対して、放射線量検査機関の紹介や商工会議所による証明サービスの周知を実施し、ジェットロに相談窓口を設置する他、全国 42 か所の貿易情報センターで個別に企業の相談に対応している。

## ④正確で効果的な対外情報発信

### (a) 風評払拭に向けた取組の推進体制

日本政府は、関係府省庁で構成する「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を設置し、2017 年 12 月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定した。これに基づき、国内外に対する正確で効果的な情報発信等に取り組んでいる。

ALPS 処理水の海洋放出に関しては、東京電力が公表資料の多くをウェブサイトで公開している<sup>14</sup>ほか、経産省<sup>15</sup>、環境省、原子力規制庁等も各種モニタリング情報その他有益な情報を公開し、ALPS 処理への理解の増進と風評被害の抑止に努めている。

### (b) 各国政府に対する情報発信・働きかけ

震災発生直後より、各国の輸出入関連措置等に関しては、各種国際会議などの場で情報発信・働きかけを行い、各国の関係当局が科学的かつ合理的な判断に基づいて適切な対応を行うよう要請してきた。

例えば、韓国の日本産水産物輸入規制については、WTO・SPS 委員会にて「特定の貿易上の懸念（STC）」として議論を提起したほか、2015 年 9 月、我が国の要請により WTO 協定に基づくパネルが設置され、2019 年 4 月に上級委員会報告書が公表された（詳細は第 I 部第 7 章を参照）。

ALPS 処理の海洋放出開始後の中国・香港・マカオ・ロシアによる日本産水産物等の輸入規制については、科学的根拠に基づかない不当な措置であるとして、二国間会談での是正要求のほか、WTO の物品理事会・SPS

<sup>11</sup> [http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_fr1\\_000040.html](http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr1_000040.html)

<sup>12</sup> 「処理水ポータルサイト」 (<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>)

<sup>13</sup> 「処理水ポータルサイト」 (<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>)

<sup>14</sup> 「処理水ポータルサイト」 (<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>)

<sup>15</sup> [https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo\\_osensui/shirou\\_alps.html](https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/hairo_osensui/shirou_alps.html)

委員会をはじめとした各種国際会議において懸念を表明し、即時撤廃を要求している。

### (c) 産業界・プレス等に対する情報発信

日本政府は、全ての在外公館（大使館、総領事館等）に対し震災関連の情報発信を強化するよう指示を行い、世界各地における在外公館による説明会を開催している。また、輸入規制の撤廃及び風評被害払拭を目的とした被災地の産品を利用したレシピ作成や PR 活動、メディアを利用した宣伝等を実施している。さらに、国内でも各種説明会を開催しており、特に在京外交団・在京プレス特派員等を対象に、記者会見やブリーフィングを実施している。その他、対メディアの個別インタビューへの対応やプレスリリース等の発出を通じた関連情報の迅速な発信の取組、海外メディアの招聘等を行っている。

## (3) まとめ

原発事故と原子力災害発生を受け、我が国は日本産品の安全性を確保すべく、早急に対応を実施してきた。しかし各国・地域が日本産品に対して規制を強化した結果、被災地から遠く離れた地域の産品に対しても検査等多大なコストが生じ、品目によっては輸出自体ができなくなる事態が発生した。

東日本大震災及び原発事故後、我が国は、国際社会の要請に応え、透明性を確保しつつ迅速かつ正確な情報提供に最大限努めてきた。事故直後迅速に構築された大気・水・食品等のモニタリング体制、食品の流通過程での厳格な検査体制、港湾での輸出産品のモニタリング体制を確立したことで、我が国産品の安全性は確保されている。

また大気等のモニタリングによる検査結果は、震災後の早い段階で各種数値が低減していることを示しており、ICAO（国際民間航空機関）や IMO（国際海事機関）といった国際機関からも事故直後から我が国への渡航等の安全性を明示する報道発表がなされてきた<sup>16</sup>。さらに IAEA からは、我が国の原発事故への対応は、取り得る最良のものであったとの評価を受けている<sup>17</sup>。我が国の官民挙げた努力と、このような国際機関による評価等により、鉱工業品に対する規制は概ね撤廃されている。

農林水産物・食品については、前述のとおり政府一丸となって撤廃に向けた働きかけを行ってきた結果、規制

を講じた 55 の国・地域のうち、48 の国・地域が規制を撤廃したが、7 か国・地域で規制を継続している。日本として、引き続き最大限の透明性をもって迅速かつ正確な情報発信をするよう努めることはもちろんであるが、各国・地域政府に対して、不当な輸入禁止等の措置をとらず、国際ルールに則った対応をするよう求めていく。

<sup>16</sup> <http://www.meti.go.jp/earthquake/smb/pdf/130430a.pdf>

<sup>17</sup> 国際民間航空機関（ICAO）「日本への渡航制限はない」（2011年3月18日付けプレスリリース）  
<http://www.icao.int/Newsroom/Pages/no-restrictions-on-travel-to-japan.aspx>

国際航空運送協会（IATA）「日本への渡航制限はない」（2011年3月19日付けプレスリリース）  
<http://www.iata.org/pressroom/pr/Pages/2011-03-18-02.aspx>

国際海事機関（IMO）「日本港湾での放射能による健康被害はない」（2011年3月24日付けプレスリリース）  
<http://www.imo.org/MediaCentre/PressBriefings/Pages/13-navigation-off-japan.aspx>

<sup>14</sup> IAEA 調査団報告書 “IAEA INTERNATIONAL FACT FINDING EXPERT MISSION OF THE FUKUSHIMA DAI-ICHI NPP ACCIDENT FOLLOWING THE GREAT EAST JAPAN EARTHQUAKE AND TSUNAMI”